

世田谷区家庭読書の日を定める要綱

18世教中図第202号

平成18年9月5日

(趣旨)

第1条 家族で本の楽しさを実感し、読書することの喜びを共有することを通じ、家庭における読書活動の推進を図ることを目的として、世田谷区家庭読書の日を定める。

(家庭読書の日)

第2条 世田谷区家庭読書の日は、毎月23日とする。

(教育委員会の取り組み)

第3条 教育委員会は、子ども読書活動の関係者に広く協力を求め、家庭読書の日趣旨に沿った取り組みを行うとともに、区民への普及啓発を進め、家庭における区民の主体的な取り組みを促すものとする。

附 則

この要綱は、平成18年11月23日から施行する。